

副本

平成18年(行ウ)第467号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 原田学外 52名

被告 東京都外 1名

参加行政庁 世田谷区

平成19年(行ウ)第224号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 小川裕之外 36名

被告 東京都外 1名

参加行政庁 世田谷区

平成20年(行ウ)第108号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 鈴木桂太外 15名


被告 東京都外 1名

参加行政庁 世田谷区

準備書面 (11)

平成22年2月18日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

参加行政庁指定代理人 河合 由紀男 

同 高橋 工 

同 山田 幸男 

同 畝目 晴彦 

同 志賀 毅 

参加行政庁世田谷区は、原告らの平成21年11月30日付け準備書面25（以下「原告ら準備書面25」という。）に対し、以下のとおり反論をする。

第1 原告ら準備書面25第2及び第3の主張に対する反論

- 1 原告らは、世田谷区の主張は、当初、48年式で算出された「必要最小限確保すべき広場面積」を基に、区画街路10号線の交通広場の面積を5,300㎡としたとしていたにもかかわらず、その後、駅前広場の必要面積の算定については、昭和28年式による算定と昭和48年式による算定等を併せて行い、昭和28年式により算定された面積と昭和48年式による算定値等のいずれか大きい方を基に算定する、また、突然、昭和63年のパーソントリップ調査の乗降人員60,000人という数値を用いて主張するなど、世田谷区の主張は変遷していると主張する（原告ら準備書面25、4頁16行目ないし8頁10行目）。

しかし、下北沢駅の駅前広場整備面積約5,300㎡に係る参加行政庁世田谷区の主張は、当初から、「区画街路10号線計画の規模は、『下北沢駅周辺地区街づくり調査報告書』（丁第6号証）により1日あたりの乗降人員を約6万人・・・・・良好な歩行環境や駅前滞留空間の確保、バリアフリーを考慮した交通施設の配置、自動車や歩行者の動線、防災空間の確保や、緑化などの景観に配慮し、下北沢駅前広場の駅前広場整備面積を約5,300㎡としている（丁第3号証）」（参加行政庁世田谷区の平成19年1月29日付け準備書面(1)15頁12行目ないし19行目）と、パーソントリップ調査に係る乗降人員60,000人などの数値を明確にあげ、具体的に述べているものであって、その主張は一貫している。

また、「48年式で算出された『必要最小限確保すべき広場面積』を基に、・・・」などとの点については、単に、丁第3号証の表現上・編集上の体裁に対する原告らの誤読・曲解に基づく議論であって（参加行政庁世田谷区の平成20年6月25日付け準備書面(5)（以下「参加行政庁世田谷区準備書面(5)」という。）2頁ないし3頁など）、参加行政庁世田谷区の主張は、何ら変遷していない。

したがって、原告らの当該主張には理由がない。

2 原告らは、世田谷区が作成した資料（丙第 12 号証）においても、下北沢駅については昭和 28 年式を下回る面積とすることができることが示されており、さらには、経堂の駅前交通広場については、昭和 28 年式を下回る面積で決定しているから、世田谷区の「都市計画マニュアル」についての昭和 28 年式により算定された面積又は昭和 48 年式による算定値等のいずれか大きい方を基に算定するとの解釈には合理性がないと主張する（原告ら準備書面 25、8 頁 19 行目ないし 10 頁 6 行目）。

しかし、丙第 12 号証は、単に、48 年式による算定では 1,900 m²、28 年式による算定では下限式 5,300 m²、標準式 7,200 m²、上限式 7,700 m²という結果になると記載しているに過ぎず（丙第 12 号証 18 頁）、下北沢駅については昭和 28 年式を下回る面積とすることができるなどとはしていない。

丙第 12 号証は、まさに、28 年式による方法と加算法による方法のひとつである 48 年式の方法により算定したうえで、両者の算定値を満たす広場面積である「28 年式による算定の下限式 5,300 m²」を採用しているものであり（丙第 12 号証 18 頁）、参加行政庁世田谷区の主張と何ら矛盾するものではない（参加行政庁世田谷区準備書面(5)11 頁参照）。

また、経堂駅の駅前広場の整備面積の点についても、下北沢駅の駅前広場整備面積と同様に、パーソントリップ調査の結果等を勘案して将来乗降客数 70,200 人と設定したうえで（甲第 132 号証 15 頁）、48 年式による算定では 2,700 m²、28 年式による算定では下限式 6,200 m²、標準式 8,500 m²、上限式 9,100 m²という結果が出たことから（甲第 132 号証 16 頁）、当初、参加行政庁世田谷区は、上記基本方針のとおり、28 年式による方法と 48 年式の方法の算定値を満たす広場面積である「28 年式による算定の下限式 6200 m²」を採用しようとしたところ、同駅に係る鉄道の構造形式や施設配置、周囲の建物状況等を勘案し、修正した結果、その整備面積を 5,600 m²としたものであって（なお、下北沢駅

前広場については、かかる修正点が特段存在しなかった。)、経堂駅前広場の整備面積の決定に係る世田谷区の立場も、参加行政庁世田谷区の主張と何ら矛盾するものではない。

以上のとおりであるから、原告らの当該主張には理由がない。

- 3 原告らは、1日平均乗降客数が10万人を越える駅的设计には昭和28年式を用いられないと解されているところ、下北沢駅の乗降人員は、概ね122,000～132,400人であるから、同駅の駅前広場の整備面積の算定には、昭和28年式を用いることはできないと主張する(原告ら準備書面25、10頁7行目ないし20行目)。

しかし、原告らが指摘する下北沢駅の乗降人員122,000～132,400人との数値は、同駅の出入口に繋がる改札口を出入りし、実際に同駅前広場を利用し得る乗降人員に加え、同駅前広場を現実には利用し得ない京王井の頭線との乗り換え客をも含んだ数値である。

したがって、駅前広場の整備面積を算定するにあたって、上記122,000～132,400人との数値を基にすることは適切とはいえないのであるから、上記122,000～132,400人との数値を根拠に昭和28年式を用いることはできないとする原告らの主張には理由がないことは明らかである。

- 4 原告らは、「小田急連続立体交差事業報告書」(乙第6号証)や、世田谷区作成の「小田急沿線交通施設及び街づくり調査報告書」(甲第134号証)では、昭和63年のパーソントリップ調査の結果は用いられておらず、将来乗降人数を1日当たり144,658人ないし146,700人という数値を基に、28年式による算定を行っているから、昭和28年式の計算にパーソントリップ調査の数値を用いるとの参加行政庁世田谷区の主張には理由がないと主張する(原告ら準備書面25、10頁21行目ないし12頁2行目)。

しかし、パーソントリップ調査による数値を基にした60,000人という下北沢駅の将来乗降人員は、上記のとおり、同駅の出入口に繋がる改札口を出入りし、

実際に同駅前広場を利用し得る乗降人員であるから、同駅前広場を現実には利用し得ない京王井の頭線との乗り換え客をも含んだ数値である上記 144,658 人ないし 146,700 人との数値よりも、駅前広場の整備面積を算定するための基礎数値として適切であることは、客観的に明らかというべきである。

そうである以上、他の「小田急連続立体交差事業報告書」(乙第 6 号証)や、「小田急沿線交通施設及び街づくり調査報告書」(甲第 134 号証)で、上記 144,658 人ないし 146,700 人という数値が使用されていたとしても、かかる事実から、区画街路 10 号線計画でパーソントリップ調査による数値を基に算定したことの妥当性・相当性が左右されるものではない。

さらに、乙第 6 号証や甲第 134 号証の調査は、そもそも、具体的な下北沢駅前広場の整備面積の算定(区画街路 10 号線計画は平成 15 年 1 月策定)とは、その趣旨・目的が異なり(乙第 6 号証は、「(小田急)線増連続立体交差事業の必要性および緊急性について検討することを目的」(同号証 1 頁)にしたもの、甲第 134 号証は、広域的な地域を対象とした街づくりの概括的なイメージ作りを目的にしたもの)、しかも、その策定期も異なるものであるから(乙第 6 号証は平成元年 3 月、甲第 134 号証は平成 6 年 3 月)、かかる趣旨・目的・策定期も異なる資料と比較して、縷々議論すること自体、意味のないものといわざるを得ない。

以上のとおりであるから、原告らの当該主張には理由がない。

5 原告らは、仮にパーソントリップ調査の結果を用いるとする世田谷区の主張を前提としても、丁第 8 号証においても一部使用されている平成 10 年パーソントリップ調査の結果(50,000 人)を用いるべきであり、世田谷区の主張は極めて不合理であると主張する(原告ら準備書面 25、12 頁 3 行目ないし 14 頁 20 行目)。

(1) しかし、そもそも区画街路 10 号線計画の整備面積 5300 m²との数値を算出するに当たって、参加行政庁世田谷区が用いた下北沢駅の一日の乗降人員

60,000人という基礎数値は、単に昭和63年パーソントリップ調査の結果(59,699人)のみから導き出したものではなく、上記昭和63年パーソントリップ調査の結果に加え、駅前広場としての恒久的機能確保に対する担保性、下北沢駅の乗降客数が平成5年以後は微減していること等を勘案して、その将来乗降人員を60,000人と設定したものである(参加行政庁世田谷区の平成21年9月1日付け準備書面(10)(以下「参加行政庁世田谷区準備書面(10)」という。)2頁)から、単純に、パーソントリップ調査の最新データを用いていないことのみを問題とする原告らの当該主張は失当というべきである(経堂駅の駅前広場の整備においても、平成10年パーソントリップの調査結果をそのまま使用していない(甲第132号証15頁))。

- (2) 区画街路10号線計画のような駅前広場の整備面積は、原告らも主張するように「おおむね20年後の都市活動に耐えうる計画」が求められるのであるから(丁第44号証106頁)、その基礎となる数値(下北沢駅の一日の乗降人員60,000人)も、いつとき減少傾向にあったとしても、直ちに、その減少後の数値を用いなければならないものではなく、参加行政庁世田谷区は、上記の駅前広場としての恒久的機能確保に対する担保性に加え、パーソントリップ調査の結果が、昭和63年の59,699人から平成10年の50,050人に減少したことについても、何らかの特定要因によって急減したのではなく、全体としては微減傾向であると評価できること(丁第6号証17頁)、さらには、「どこからどこへ」移動したかなどを調べるものであるという(丁第48号証1頁)パーソントリップ調査の性質上、その出発地である居住地の人口も大いに関連があると考えられるところ、当時の世田谷区の人口動向、すなわち、昭和62年まで概ね増加していたが、昭和63年から減少に転じ、平成7年まで減少した後、再び増加に転じ、平成12年の時点で昭和64年と同程度の人口となっていたこと(丁第50号証)、また、平成12年当時の世田谷区の将来人口予測も、平成28年(2016年)の推計値(高位推計)が住民基本

台帳ベースで 785,160 人と（丁第 51 号証）、昭和 63 年と概ね同程度の水準であったこと等も考慮し、下北沢駅の一日の将来乗降人員を 60,000 人と設定したものであるから、かかる数値は合理的なものというべきである。

(3) 以上のとおりであるから、原告らの当該主張には理由がない。

第2 原告ら準備書面 25 第4の主張に対する反論

1 原告らは、世田谷区の「駅前広場構想案作成調査報告書」（丁第 8 号証）の一部に、連続立体交差事業調査報告書（第二次調査・甲第 70 号証）の中にある 5,300 m²の駅前交通広場の整備案の図面をそのまま使用していること、これに関する参加行政庁世田谷区準備書面(10)における世田谷区の主張からすれば、世田谷区が、平成元年の小田急線連続立体交差事業調査（乙第 6 号証）の時点から、独自の検討は何らしめないまま、国、東京都が決めた既定路線をそのまま推し進めたことは明らかであると主張する（原告ら準備書面 25、16 頁 5 行目ないし 18 頁 17 行目）。

しかし、被告東京都作成の「連続立体交差事業調査報告書」（甲第 70 号証）に、「・・・もしくは世田谷区の計画等をもとに、関連事業計画の整理を行う。」（甲第 70 号証 5-1 頁）と記載されていることから明らかなように、同報告書添付の図面は、あくまで当時、同時並行的に世田谷区で作成されていた「駅前広場構想案作成調査（世田谷代田駅・下北沢駅・東北沢駅）報告書」（丁第 8 号証）に掲載ないし掲載予定であった図面を、被告東京都が、上記「連続立体交差事業調査報告書」に転載したものである。

したがって、世田谷区が何らの検討もなく、国、東京都が決めた既定路線をそのまま推し進めたとの原告らの主張は、その前提を欠き、失当である。

2 原告らは、平成 10 年パーソントリップ調査によれば、タクシー・ハイヤーの乗降客数は一日当たり合計 116 人しかなく、しかも、昭和 63 年における 440 人から激減しているにもかかわらず、区画街路 10 号線計画における 8 台分のタクシー施設は、都市計画を決定するについて現状の正しい認識及び将来の見

通しを全く考慮しなかったと認められ、都市計画法 13 条 1 項 18 号、11 号の趣旨に反して違法であると主張する（原告ら準備書面 25、18 頁 18 行目ないし 20 頁最終行）。

しかし、タクシー・ハイヤーの乗降客数のように、駅前への乗り入れ状況、駅前に通ずる道路の整備状況等によって、その値も大きく変化する数値について、乗用車の乗り入れも十分できない現況で集計した「タクシー・ハイヤーの乗降客数一日当たり合計 116 人」との結果を、何らの調整等を行わず、そのまま引用して、整備後の下北沢駅前広場について、8 台分のタクシー施設は必要ないと主張すること自体、当該調査結果データの性質を理解しない根拠のない議論といわざるを得ず、失当である。

したがって、原告らの当該主張には理由がない。